

住宅ローン貸付けを行う法人を規定する告示について

個人が住宅の取得等に要する資金に充てるために、その使用者※に代わって住宅ローンの貸付けを行っていると思われる一般社団法人又は一般財団法人（以下「法人」という。）から借り入れた借入金について住宅ローン減税等の適用対象に含まれることとされており、当該法人については令和2年国土交通省告示第708号（以下「告示」という。）で指定しているところです。

※ 当該個人（役員やその親族等に該当しない場合に限る。）に対して給与や退職手当等の支払をする者を指す。

告示で指定されている法人におかれましては、告示に記載されている法人名及び所在地等に変更がございましたら、下記までご連絡ください。

また、告示への掲載を希望する法人におかれましても、下記までご連絡ください。

【ご連絡先】

国土交通省住宅局住宅企画官付

メールアドレス:hqt-jutakutakuchi_atmark_gxb.mlit.go.jp

（「_atmark_」を「@」に置き換えてください。）

○国土交通省告示第七百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十八項及び第二十六条の四第十七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項第四号に規定する使用者に代わって同項に規定する住宅の取得等若しくは同条第十項に規定する認定住宅の新築等又は同法第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項に規定する住宅の増改築等に要する資金の貸付けを行っている」と認められる法人を次のように指定する。

令和二年七月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

法人名	所在地
一般財団法人北海道公立学校教職員互助会	北海道札幌市中央区北一条西六丁目二番地
一般財団法人北海道警察職員互助会	北海道札幌市中央区北二条西七丁目北海道警察本部内
一般財団法人岩手県警察職員互助会	岩手県盛岡市内丸八番一〇号
一般財団法人宮城県職員互助会	宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会	秋田県秋田市山王三丁目一番一号
一般財団法人山形県教職員互助会	山形県山形市松波二丁目八番一号
一般財団法人原子力機構互助会	茨城県那珂郡東海村白方白根二番地四
一般財団法人埼玉県教職員互助会	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会	千葉県千葉市中央区市場町一番一号
一般財団法人首都高速道路厚生会	東京都千代田区霞が関一丁目四番一号
一般財団法人道路厚生会	東京都千代田区紀尾井町三番地一二
一般財団法人日本放送協会共済会	東京都渋谷区宇田川町四一番一号
一般財団法人神奈川県警友会	神奈川県横浜市中区海岸通二丁目四番
一般財団法人神奈川県教育福祉振興会	神奈川県横浜市中区日本大通三三
一般財団法人都市再生共済会	神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一
一般財団法人神奈川県厚生福利振興会	神奈川県横浜市中区山下町一番地
一般財団法人新潟県教職員互助会	新潟県新潟市中央区新光町四番地一

一般財団法人新潟県職員互助会	新潟県新潟市中央区新光町七番地二
一般財団法人富山県教職員厚生会	富山県富山市千歳町一丁目五番一号
一般財団法人石川県教職員互助会	石川県金沢市鞍月一丁目一番地
一般財団法人石川県警察職員互助会	石川県金沢市鞍月一丁目一番地
一般財団法人石川県職員互助会	石川県金沢市鞍月一丁目一番地
一般財団法人山梨県職員互助会	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
一般財団法人山梨県教職員互助組合	山梨県甲府市丸の内三丁目三三番地七号
一般財団法人山梨県高等学校教職員互助会	山梨県甲府市丸の内三丁目三三番地七号
一般財団法人静岡県警察職員互助会	静岡県静岡市葵区追手町九番六号
一般財団法人静岡県教職員互助組合	静岡県静岡市葵区駿府町一番一二号
一般財団法人大阪府職員互助会	大阪府大阪市中央区大手前三丁目一番四三号
一般財団法人阪神高速先進技術研究所	大阪府大阪市中央区南本町四丁目五番七号
一般財団法人兵庫県学校厚生会	兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目七番三四号

一般財団法人兵庫県職員互助会	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一号
一般財団法人奈良県職員互助会	奈良県奈良市登大路町三〇番地
一般財団法人奈良県教職員互助組合	奈良県奈良市法蓮町七五七奈良県奈良総合庁舎内
一般財団法人岡山県教育職員互助組合	岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県教育庁 内
一般財団法人広島県職員互助会	広島県広島市中区基町一〇番五二号広島県庁内
一般財団法人山口県教職員互助会	山口県山口市滝町一番一号
一般財団法人徳島県市町村職員互助会	徳島県徳島市幸町三丁目五五番地
一般財団法人香川県職員互助会	香川県高松市番町四丁目一番一〇号
一般財団法人福岡県警察職員互助会	福岡県福岡市博多区東公園七番七号
一般財団法人佐賀県教職員互助会	佐賀県佐賀市城内一丁目一番五九号
一般財団法人長崎県職員互助会	長崎県長崎市尾上町三番一号
一般財団法人熊本県職員互助会	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号

一般財団法人大分県教職員互助会

大分県大分市大字下郡四九六番地三八

一般財団法人大分県職員互助会

大分県大分市大手町三丁目一番一号大分県庁内

一般社団法人宮崎県教職員互助会

宮崎県宮崎市老松一丁目二番二号

一般財団法人鹿児島県職員互助会

鹿児島県鹿児島市鴨池新町一〇番一号

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

鹿児島県鹿児島市照国町一番三五号

一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

沖縄県那覇市旭町一一六番三七号沖縄県市町村自治会

館

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成十九年国土交通省告示第四百九号は、廃止する。